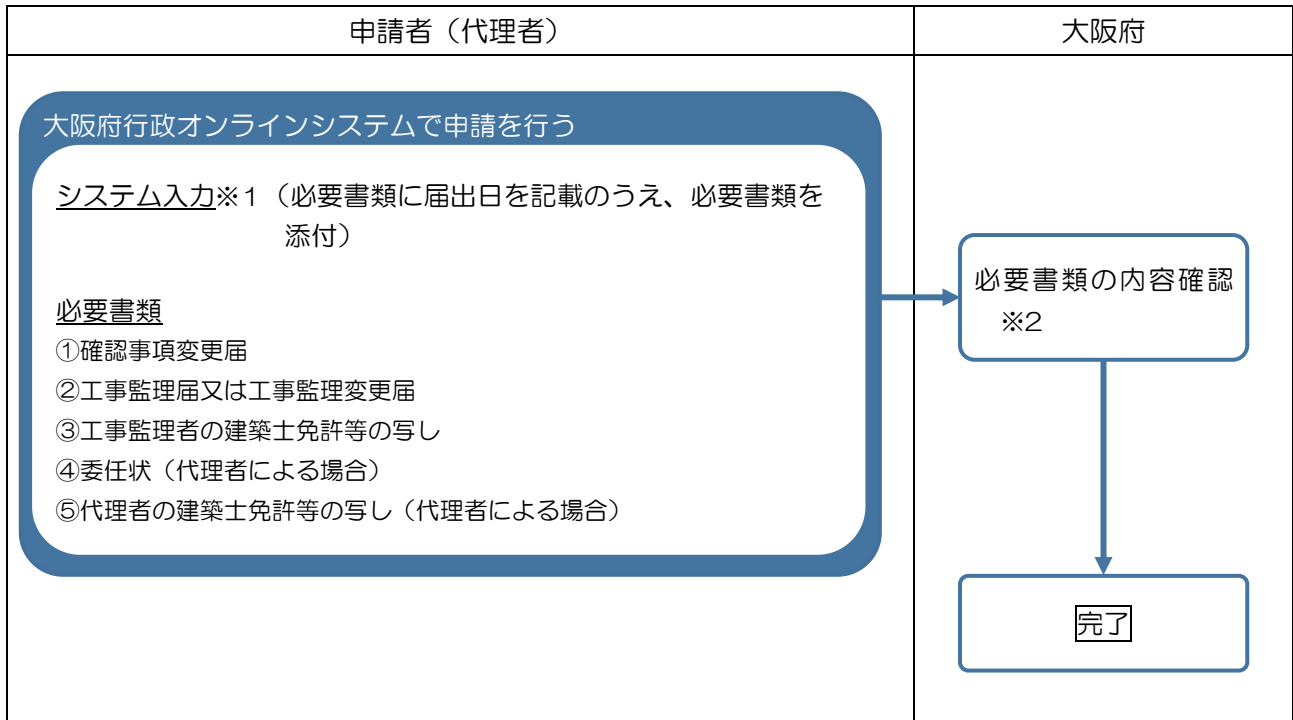


工事監理者の選定の届出にかかる電子申請の流れについて



※下記フローについては、大阪府建築基準法施行条例第七十条及び大阪府建築基準法施行細則第四十五条に規定する工事監理者の選定の届出について適用します。

※申請にあたっては、提出書類に修正がないように事前に整える必要があります。



■ 注意事項 ■

※1）システム入力前に ID 登録（パスワード、メールアドレス、電話番号等入力）が必要です。

※2）必要書類に不備があった場合、補正を求めることがあります。

（大阪府より、システム上で差し戻し処理を行い、再度システム上で書類の差し替えを行っていただきます。）